

第 3 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 25 年 10 月 25 日（金）
 県庁行政庁舎 4 階 特別会議室
 午前 10 時から正午まで

次第	発言者	内容
1 開会	司会	<p>「第 3 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。開会に当たり、宮城県教育委員会教育長高橋仁より御挨拶を申し上げます。</p>
2 あいさつ	<p>教育長</p> <p>司会</p>	<p>開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には日頃から本県の特別支援教育の推進に格別の御支援、御協力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。</p> <p>前回の審議会におきましては、「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」と「特別支援学校における教育の充実」について御説明申し上げ、委員の皆様から御意見をいただきました。</p> <p>特に仙台圏 3 校の狭隘化の解消について、貴重な御意見をいただきました。その中で、青葉区小松島に来年度開校予定の新しい支援学校のお話ができました。現在、工事は順調に進んでおり、学校全体の姿がはっきりと分かるようになっていきます。</p> <p>これまで保護者の皆様に向けて学校説明会や校舎建設現場見学会を開催するとともに、個別に相談の機会を設け、学習内容や施設・設備に関するお話も伺いながら、一人一人の児童生徒が安心して学ぶことができるよう準備をすすめています。新しい学校の概要について、参考資料をお配りしていますので後程御覧いただきたいと思っております。</p> <p>今回は、これまでのテーマに加え「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」を図るための方策も御議論いただきたいと考えています。</p> <p>委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、新たな構想の策定を進めたいと考えていますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、本日の欠席者ですが、名簿に記載したとおり、石上委員、小野寺委員、菊池委員が御欠席です。</p> <p>また、この会議は公開となっています。</p> <p>それでは議事に移ります。進行は村上会長にお願いします。</p>

3 議事(1)

会長 それでは議事に入りたいと思います。議事(1)の「第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1を御覧ください。前回の審議会で皆様からいただいた御意見をまとめたものです。第1回と同様、一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。

会長 皆様のお手元にも届いていたと思いますが、お諮りいたします。それでは御意見等がないようですので、議事録については原案のとおりとします。

3 議事(2)

会長 次に、議事(2)「特別支援学校における教育の充実について」ですが、前回残念ながら時間がなく議論できなかった課題6と7について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事(2)について御説明します。資料2を御覧ください。
まず、課題1から5については、課題、論点、前回までの審議会で皆様からいただいた主な御意見、参考となる資料、御意見等を受けてそれぞれの課題に対応するための「想定される方策」を記載しました。
また、前回の審議会で御意見をいただけていない課題6と7については、課題に絞り込んでの御意見をまだいただけておりませんので、課題1から5とは区別し、参考となる「方策の例」として記載しました。
課題1から5までは、既にある程度の御意見をいただき、本日さらに意見などをいただきたいと思っているもの、課題6と7の「方策の例」については、議論する際の参考にしていただき、たくさんの御意見をいただきたいものという違いがあります。

9ページを御覧願います。

課題6と7は前回の審議会で説明をしましたので、本日は詳細な説明を省かせていただきます。課題6「交流及び共同学習をさらに充実させるための方策」について、次に11ページの課題7「特別支援学校のセンター的機能をさらに充実させるための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。以上でございます。

会長 それぞれの課題について皆様の御意見、御質問をいただきたいと思います。

まず課題6「交流及び共同学習をさらに充実させるための方策」について皆様の御意見、御質問をお願いします。

特別支援学校の児童生徒の居住地校学習への参加率は30%前後となっており、さらに多くの児童生徒が参加できるような方策について、ということになります。

居住地校学習を受ける側の受け止め方が難しく、交流していかなけれ

ばならないのは分かるのですが、どのような手順で交流するか小・中学校では必ずしも具体的な方向が見えていないのではないかと伺っています。

伊藤
委員

支援学校では小・中学部で居住地校学習の希望者を募ります。小学部1年生は入学したばかりであるため2年生以上から募ります。全員が希望するわけではありませんが、希望された場合には、その居住地にある学校に、希望している人がいますがいかがですかと依頼します。私は1件も断られたことはありません。

通常の学級に交流してもらうのが基本であり原則ですが、学校によっては特別支援学級ならといった条件がある場合もあります。

会長

受け入れる側の学校の方はいかがでしょうか。

青木
委員

宮城県では後補充の先生が学級に入るというシステムがあり、全国的にも珍しいので是非続けていただきたいと思います。

課題として特別支援学校の児童生徒の送迎があります。保護者が送迎していることが参加率拡大の妨げになっていると思います。付き添い者として外部ボランティアを要請するなど、保護者以外の付き添いも可能にすれば参加率は拡大すると思います。

交流実施割合が30%位まで高まっているのは、小・中学校が努力していることと特別支援学校の先生方の御指導のおかげだと思いますが、特別支援学級と特別支援学校の児童同士の交流学習の回数が合算されての割合だと思います。通常の学級の交流を推進しようという狙いがあれば、交流の内訳を明確にする必要があると思います。

また、受入れ校の小・中学校への遠慮があるのか、知的障害の交流回数は年1・2回に留まっている状況です。例えば聴覚障害や視覚障害の子どもであれば、通常のクラスで教科の授業も受けられるのですが、知的障害の重い子どもだと、通常のクラスで教科の授業にはなかなかついていけないこともあり、音楽や図工や体育、あるいは特別活動的な内容に限られてしまうと思います。

支援学校が努力するばかりではなく、小・中学校の学習指導要領には交流及び共同学習の推進が掲げられているので、通常の学校が強く意識して啓発し、支援学校や福祉施設に積極的に交流学習を求めていくような意識の改革が必要だと思います。

交流学習の教育課程の位置付けですが、例えば道徳教育や宮城県が目指している「志教育」の中にしっかり組み入れて行く必要があると思います。他県では後補充が保障されていない状況でも、宮城県と同等か同等以上の交流参加率をあげています。理由としては支援籍や副籍制度の制度化があると思います。文部科学省で指針を出すような話を聞いていたのですが、進んでいない状況にあるようです。県としてどう考えているのかお聞かせいただければと思います。

会長 県の考えもあるかと思いますが、どうでしょうか。

事務局 青木委員からお話のありました後補充は、支援学校の担任の先生が居住地校の小・中学校に対象の子どもを連れて交流及び共同学習をしに行くと、担任の先生がいなくなるので、講師を派遣して支援学校に残っている子どもたちの学習を保障するものです。

大震災の時、例えば自閉症の子どもたちが避難所に居づらいという声が聞かれたのですが、居住地校交流をしてきた子どもたちは「誰々ちゃんだよ」と、小・中学校の子どもたちを中心に地域の方々にも理解をいただき受け入れやすかったという声も聞いております。

居住地校交流はインクルーシブ教育構築の制度の中にありますし、学習指導要領に明記され全ての学校に義務づけられているものですので、県としては今後拡充したい施策であると思っております。障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、小・中学校の特別支援学級だけが学びの場ではなく、自分の子どもの場合には支援学校に在籍の方がより可能性を伸ばすことができるとお考えの保護者のためには、このような交流の場をもつ事が大切だと思っております。

青木委員が他県では後補充がなくとも30%台の交流割合の県があるのではないかとお話されました。当県よりも交流割合が高い県は確かにあります。調べたところ、市町村の教育委員会が、お宅のお子さんは支援学校が適当ではないでしょうかという話し合いを進める時に、交流及び共同学習が通常の学校と出来ると必ず説明していることで割合が上がっているという例がありました。このことについて、亀井委員はどのようにお考えでしょうか。

亀井委員 居住地校交流では学校には学校の、支援学校には支援学校の、市教委には市教委のそれぞれ働きがあると思います。その中でどのような関係で進めていくかが一致しないと進んでいかないと考えています。

栗原市の場合は、特別支援研究会が主ですが「特別支援学校児童生徒作品展」や「体育祭」を市全体で行い、子どもたちが交流できる形をとっています。その他に手をつなぐ育成会があり、特別支援学校の子どもたちとゴミ拾いなどのボランティア活動を一緒にしています。学校では行事の度に自分の学校に在籍する予定であった特別支援学校の子どもたちを招待しています。全ての場面での交流はなかなかできないので、このような形でやっています。

それから支援学校と市教委の関係がひとつの課題だと思います。支援学校は全て県立であり市町村教委の関わりが弱いと思います。当市では学校教育連絡協議会を立ち上げ、支援学校と高校を合わせて5校の校長先生方、市教委、中学校の校長先生方、小学校の校長先生方でいろいろな情報交換をし、どのように関係を構築していくかが求められていると思っております。当市にあるのは金成支援学校ですが、学校からの発信が非常に良いし、学校見学会や体験入学をいつでも受け入れている。

市教委から市教委、支援学校から支援学校に発信し互いに学校を通して保護者の方々に広がり一体となることが求められていると思っております。

会長 子どもたちが交流する前に土台が必要です。特別支援学校は県立で、子どもたちの地域の学校は市町村立。大人が上手に連携すれば結果として子どもたちの心の成長に繋がると思います。

赤間委員 居住地校交流の意義は非常に大きいと思っています。先程お話されましたが、震災の時はそれが基盤に有ると無いとでは随分違ったと思います。避難所は小・中学校の指定避難所に行くのですが、そこで知っている人がいるかいないかは保護者の方にとっても子どもたちにとっても差が出ると思いますし、避難所に行かなかった場合でも誰々さんの家のあの子は少し困っている状況ではないか、この物資が必要ではないか、声を掛けてみようと思われた方々もおり、日頃のお付き合いのためにも居住地校交流をきっかけにするのが良いのではないかと考えています。

小・中学校への働きかけは、市教委から学校長宛にこのような取り組みがあるので積極的に推進してくださいという通知を出したり、合同校長会で教育委員会からの連絡事項でも伝えるようにしています。

各学校では、推進するのは良いが何をすれば良いか分からない。教科学習、行事交流、道徳、何をしたら良いか分からないと思うので、これまでの取り組みの中でやりやすいのではないかという例があれば、実践集のような冊子にしたり、ホームページに掲載し必要な時に情報が得られると各学校でも取り組みやすいと思います。

鈴木委員 山元支援学校は今年度も「インクルーシブ教育システム構築モデル地域」と「交流および共同学習」の指定を受け、交流学習が盛んに行われており互理町は5校の小・中学校、山元町は3校の小・中学校に参加していただいています。今年度は子どもたちが居住地校に来て集団で学習などをする場面で、どのような配慮が必要かという合理的配慮の事例を集める取り組みをしています。

先月、訪問教育を受けている重度のお子さんが居住地の中学校にお母さんで行った時、子どもたちがとても歓迎してくれました。重度のお子さんが一生懸命頑張っている反応をみる体験学習でしたが、体調が良ければ次回は外でこのようなことをしたいねというお話やお手紙をいただきました。

例えば家庭科の調理をする時など教科で交流する場合は、包丁が使えなければ手で切れる食材を準備するなど、指導の過程での配慮があると良いと思います。

以前から地区連絡協議会が年に3回あり、特別支援学級の担任やコーディネーターや教頭先生を交えて、地域の特別支援をどのようにしていくかを協議していたので、このようなモデル地域にも対応できたのではないかと思います。

先程、赤間委員が話された居住地校学習の参考になり、双方の教育効果が得られる事例集ができるように今年度取り組みたいと思います。できた際には、ホームページ等で皆様にお知らせしたいと思います。

今委員 居住地校交流をどのような目的で行うかがばらばらになると難しいと思います。居住地校交流を行っていた所と行っていない所で、震災の時違いがあったというお話がありました。

震災を経験した我々は今度震災が来た時にはどのように避難したら良いかを想定し、避難する時には自分の居住地にはこのようなお子さんや家族がいるので自分たちはどのように動けば良いか、また、障害のある方もうまく避難するためにはどのような方策があるかを日頃から検討できるように、通常の学級と一緒に学習することは難しくても希望者だけが参加するのではなく全員が参加できるようになると良いと思います。自分たちの地域の命を守るためにはどのように行動すれば良いかという目的を共有することで参加しやすくなると思います。

赤間委員が話されたように、他の所でこのようなことをしているとか山元支援学校の実践の情報を是非提供していただき、同じような取り組みが普段の授業の中でもできれば良いと思います。青木委員が地域の受け入れ校での道德教育なども大切だと話されましたが、いろいろな子どもがいて良いという多様性の教育も道德教育と同等と考えられます。支援学校のように理解しやすいタイプの子どもと、同じクラスの中にも理解しにくいタイプの障害の子どもがいると思いますので、道德教育と多様性教育を同時に考えなければならないと思います。

門脇委員 「居住地校学習を楽しみにしている」という通常の学校側からの声は親の立場としてとても嬉しく思います。

先日、私の関係する施設の子どもたちが近くの小学校に伺った時、本当に優しく迎えてくれました。今日はその小学校の子どもたちが施設に来てくれ、このような交流は学校を卒業した後に繋がると思います。

青木委員 県で示した交流実施割合の30%程度に上がってこない交流があります。間接交流としての交流学習です。例えばビデオレターや手紙での文通、作品の交換などの交流もあるのではないかと思います。

特別支援学校の訪問学級や重度・重複の子どもたちはなかなか地域の小・中学校を訪問できないので、どのように地域の子どもたちと交流していくのかを考えたとき、インターネットの活用や、ビデオレター、文通等の日常的な交流がとても大切で、福祉教育にも繋がると思います。

このような交流を調査することも交流及び共同学習、居住地校交流を支えていくことになり、実践例を集めることも必要だと思います。

年に数回の行事的な交流ではなく、例えば地域の子ども会に特別支援学校の子どもたちが参加するなどの交流の仕方が子どもたち同士の関係を密接にしていく上で必要だと思います。保護者も子どもたちも普段なかなか疎遠な子どもたちと交わるのは難しいので、地域の学校の先生や特別支援学校の先生たちが支援し、交流を促進するような役割を果たすことも有効だと思います。

しかし、実施割合の上昇だけが成功か成功でないかを評価するもので

はないと思います。

会長

今の議論はこの後の「センター的機能」の課題とも深く結びついていると思います。特別支援学校がどのように地域や地域の学校と連携していくか、日常的にどのような関係を作るか、受け入れる側の地域の学校がどのような意識を持つかだと思います。

宮城県・岩手県の、ある種の難病の患者たちが、震災の時にどのように対応されたかということをも県立こども病院副院長の今泉先生たちと一緒に調査したデータが出て現在論文としてまとめています。普段から交流が活発な人たちは震災の時もやはり他の人たちとうまく交流し、医療機関や福祉関係の機関と接続していたことが数量的なデータとして出ています。

先程からのお話にあるように日常的にどのように繋がるか、直接行くのが難しい人もいるのでネット環境等も必要だと思います。県全体として様々なインフラも含めた整備を考えていただければ交流が進みますし決して受け入れる側の小・中学校が大変だということだけではなく、交流して良かったということが基盤になれば進まないと思います。

会長

それでは課題7「センター的機能をさらに充実させるための方策」について、御質問、御意見をお願いします。

先程の地域のことも含めて考えると、地域の学校で様々な対応が必要な子どもたちがいるので、支援学校のサポートをお願いしたいというような依頼が従来からされています。

様々な障害にこのような状況ではこのようなサポート、一緒に生活したり活動する際はこのような合理的配慮があるとお互いに大変ではないのだということを、子どもたちも分かるように支援学校の側から発信し障害理解を促進するような機能をもてないのかと日々考えています。

氏家
委員

通常の学校の先生方はどこにどのように相談してよいかわからない子どもがいる場合、特別支援学校にいる先生と接点がある人がいればまだ聞きやすいのですが、敷居が高いのではないかと思います。

先生自身の専門性の継続学習や専門的な立場の人の生涯学習の観点から見たとき、特別支援学校の先生は一生懸命仕事をされていますが、困難を抱えた子どもがいるという通常の学校の先生に対して説明したり相談を受けることで、自然と障害学習の機会が提供されると思います。これは研修等で座学で学ぶよりも事例に則した学びになりますので、一人の先生が全ての事をフォローできるかわからないですが、能動的には関わられます。多分、教えることが人間の最大の学びだと思います。

通常の学校にいる先生ではなかなか見えないことかもしれませんが、支援学校ではよくあることでこれをしたら良いのではないですかと解説をした御自身が学びの機会になると思います。このように人的なものやソフト的な面で理論づけすればセンター的機能が有意義になると思いま

す。

今月、名取支援学校の先生から個人的な依頼を頼まれ名取支援学校に行きました。迷わずに行けたのは視察に行ったおかげだと思います。その時改めて思ったのですが、センター的機能という通常学校の先生方が支援学校に来たり、支援学校の先生方が通常学校に出向くなど色々あるでしょうが、通常学校の先生が支援学校に出向く時、名取支援学校の場所は大変分かりづらいところにあると改めて思いました。場所や学校の敷地内が分かりづらいだけで一気に抵抗が高まると思いますので、センター的機能を本格的に機能させるためには、色々な先生が行きやすくするためのハードを整えることも大切だと思います。子どもたちが溢れている学校とか、校内の敷地が分かりづらい学校ではそれだけでマイナスの印象になるのではないかと思います。施策として考えなければならない課題として丁寧に扱わなければならないと思います。

会長

能動的な学びという言葉が出てきましたが、たぶんこれは出向いていく支援学校の先生方のことを想定すれば、そこで学ぶことが逆にフィードバックされ支援学校が活性化することに繋がるだろうと思います。

私も年4・5回位通常の小学校に行き、困難を抱えている子どもの話を先生たちと真剣に討議します。自分の能力を最大限発揮しなければならなくなると真剣にならざるを得ず、それが学びの場になりできるだけ大学に持って帰るということがずっと続きます。支援学校の先生が通常学校に行ったり、通常学校から支援学校に来ていただいて色々な議論をすることも同じではないかと思います。

藤倉
委員

先程村上会長が話された特別支援学校が打って出るということを感じたことがあります。本校は居住地校学習に関してはやはり3割程度となっているのですが、全県に一つしかない学校なので遠くに出かけていくような形で居住地校学習を年に数回程度しかできず、イベント的なところに参加するような状況です。

しかし、本校の長い歴史の中で、一番近くにある北六番丁小学校との交流や共同学習がずっと続いております。本校の児童にとって勿論プラスなのですが、相手校の児童たちにとっても障害を理解したり啓発することに繋がっていると思います。これまで地域で培った伝統を大事にし拡充していくことも大切だと思います。

また、本校の隣に宮城教育大学附属の幼稚園・小学校・中学校があります。今までほとんど交流がなかったのですが、今年、盲学校グラウンドソフトボールの東北大会が本校事務局で開催され、本校のグラウンドが手狭であったことから、附属中のグラウンドをお借りすることになりました。その際、グラウンドを借りるだけではもったいないという話になり、附属中の総合的な学習の時間の一環として、2年生全員が大会にスタッフとして参加したり応援したり、また、事前に本校の教職員が附属中に出向いて全盲体験を指導するなど、視覚障害について理解を深める貴重な機会となりました。単に支援を求められたから出かけるというだけのセンター的機能ではなく、地域の小・中学校に特別支援学校が打っ

て出ることがとても大事だとお話を聞いて思いました。

会長 ありがとうございます。

赤間委員 仙台市と他の地域は違うと思うのですが、研修センターの例を紹介すると、初めて小中学校の特別支援学級を担当する先生は研修を受けます。また、小・中学校の校長と鶴谷特別支援学校の校長がやりとりをして、特別支援学級の担当が丸一日特別支援学校に行き実際に指導者として加わって研修するというのも一部ですが行っています。こうすると目から鱗のようにととても効果的だと思います。

宮城県の教員採用試験は特別支援教育枠を設けていないので小・中学校の先生が次の年は特別支援学校に行ったり、その逆もあります。免許の保有率からいうと課題があるかもしれませんがそのような特徴があります。小・中学校で40人学級の先生の苦労を分かった上でアドバイスができるという良さがあると思います。例えば児童生徒に対し1対1ならできる支援が、1対40ならとても無理だという担任の先生が多い中で、それを踏まえた上でのアドバイスができやすい環境にあるのは宮城県の強みだと思います。

居住地校交流の話を知ると、教頭や校長の研修の中で、特別支援学校の参観など実地研修の場があればこのような子どもたちだと理解でき、居住地校交流の話も進めやすくなると思います。また、コーディネーターが小・中学校に出向く時、人の配置や旅費、手当などを整えることが大切だと思います。

会長 ありがとうございます。

齋藤委員 今週、本校に地域の支援学校からコーディネーターに来ていただきました。特別支援の校内委員会の際、担任が困り感を持ち、本人も日常生活に困り感を持っている生徒の対応について、校内だけでは方策が出てこないということで、地域のコーディネーターに来ていただいて、関係職員でその生徒の状況について色々とお話し、情報を共有して今後の対応の仕方についてアドバイスをいただいたら良いのではないかと呼びました。関係職員で3時間位その生徒の状況をお話しました。学校内で特別支援のコーディネーターをしている職員から、このような機会をもっと早く持てば良かったと聞きました。当該生徒が半年後には卒業を控えているのですが、もっと早い段階からこのような機会があれば校内でも様々な対応ができたのではないかと話していました。これから出来ることも色々あるので、来ていただいたコーディネーターの方も、今度は職員の話聞くだけでなく是非生徒本人の学校生活の様子をみたいということになり、次回は直接生徒を見ていただく機会を設けさらにその子の指導計画的なものを作っていけると良いということで現在校内で動き始めています。学校としてはこれまで地域のコーディネーターをお

呼びしたことがなかったので、どのようなものがわからない、実際に来ていただき直接お会いして色々な話が聞けて、このようにセンター的機能はあるのだということがわかりますので、まずはおいでいただく機会をもつことが大切だと実感しました。

会長 ありがとうございます。たぶん今の議論は後の方に掲載されている高等学校の特別支援教育と繋がっていくものだと思います。

藤倉委員 本校は全県の視覚障害を対象に毎年400件を超える相談や支援等があります。インクルーシブ教育推進の流れの中で、弱視学級は増加傾向にあり、現在は県内の小・中学校に26の弱視学級があります。支援を求められる範囲が広がりセンター的機能を益々発揮しなければならない状況なのですが、逆に本校に入ってくる児童生徒は減り、児童生徒が少なければ当然教員定数も減らされます。教員は減らされますがセンター的機能の要請は多くなるという矛盾の循環に入り込み始めているというのが正直な感想です。是非センター的機能に関しても何らかの手立てを考えていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。出て行くのは良いがその分自分たちの学校の子どもたちはどうなるのかという意見は他の特別支援学校でも同じように言われています。先程、後補充があると話されましたが、交流に関しては後補充がありますが、藤倉委員が話されたようにセンター的機能に関してはかなり厳しい現実なので県で御検討いただきたいと思います。

ここまで特別支援学校における教育の充実について一通り議論して参りました。

次に、教育環境の整備についてさらに議論を進め、その内容を事務局で集約し年内に整備の方向性として示したいとこの場でお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

それでは課題1と課題2について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2の1ページに戻らせていただきます。この課題1と4ページの課題2については、今年中に整備の方向性を見いだしたいと考えています。前回の審議会に引き続き課題1では「知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けた方策」について、課題2では「複数の障害種の併置化と学科の再編に向けた方策」について御意見をお伺いしたいと考えております。これらの課題につきましては前回いただきました御意見を踏まえた「想定される方策」をお示ししていますが、これらの内容の加除修正やさらなる方策の提起など、より充実させるための御意見をいただきたいと思います。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。それでは課題1と課題2について想定される方策が示されておりますので、それらを踏まえて皆様に議論をお願いしたいと思います。

伊藤委員 課題1についてですが、児童生徒数が増えれば当然教室が足りなくなり、これまでもプレハブなどで普通教室は確保してもらっていますが、作業室の数はそのままです。高等部の生徒が一番増えており、倍くらいに増えても作業室はそのままです。普通教室は色々と工夫してなんとかやるのですが、特別教室、特に作業室の確保が必要だと思います。

次に「自閉症の子どもたちがクールダウンする場所」とありますが、実際この場所というのは特別支援学校に設置基準はないのですが、大抵は自立活動室などになると思います。このように特別教室の数も生徒数に合わせて整備しなければならないと思います。

会長 ありがとうございます。

今委員 狭隘化解消に向けた方策ですが、勿論お話があったようにクールダウンする場所などのハード面を増やさなければならないと思いますが、クールダウンする場所でどのようにクールダウンさせるのかというソフト面のことも合わせて考えなければならないと思います。

日頃相談を受けると、そのような場所がないだけではなく、場所はあるがクールダウンと言えるのだろうかと思えるような支援がされている場合もあります。狭隘化解消に向けた方策となるとハード面の充実が中心と受け取られやすいので、ハードを生かすソフト面の充実も併せることも意識して方策を記載していただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。そうですね。やはりハードとソフト両輪でないと学校は機能せず、子どもたちにうまく対応することはできません。他に先生方いかがですか。

赤間委員 ハード面の整備に関してですが、想定される方策に学校再編や余裕教室の活用があり、それも一つの方法だと思います。また高等学園設置を検討するとありますが、余裕教室の活用や高等学園の設置では追いつかないと思います。小・中学部や高等部のある特別支援学校が今回小松島に新設されるわけですが、同じように特別支援学校の新設も考えていただきたいと思います。

会長 いかがですか。今の御質問の方向性も含めて新設も考える方向でよろしいのでしょうか。

事務局 審議会で御意見をいただいたことを基に、書き上げたいと思います。

氏家
委員 この審議会の直前に利府支援学校に出向く機会がありました。利府支援学校も知的障害のかなり大きな学校で、校庭がないことに気づいたのです。震災の影響で校庭にプレハブなのですかと尋ねると、生徒増に対応したものでした。校庭がなくとも先生方は誇りをもって工夫してやっているということでしたが、これは誇りの問題ではないと思います。

天気の良い日にのびのび過ごせる場所を工夫して確保していますが、校庭がない学校は非常に憂いものがあり、抜本的な方策というのがどこまで打ち出せるのかわかりませんが、校庭は教育環境として最低限学校にあった方がよいということだけは申し上げておきたいと思います。

会長 名取支援学校もそうでしたね。それも含めてのハード面、空間がないと子どもたちの育つ環境としては十分ではないということです。

亀井
委員 現在、栗原市は学校再編がとても進んでいます。再編が進むと子どもたちが増え普通教室が増えますので、特別支援学級の教室が確保できなくなり、一つの教室を間仕切りし2つにする対応がとても多いです。

特別支援学校の場合も確かに他の空き教室を借りるという方法もありますが、通常の学校も再編が進み、35人学級もどんどん増える中で、教室の確保が非常に難しい状況が市町村にあることも考えなければならないと思います。

青木
委員 以前、それぞれの学校の教育的な質や施設設備をお互いに共有しながら補っていこうとクラスター方式のお話をさせていただいたのですが、特別支援学校同士のクラスターがやはり必要だと思います。

知的障害の支援学校は狭隘化していますがそれ以外の障害の支援学校は狭隘化とはほど遠い状態にあるのではないかと思います。設置基準とか色々あるのかもしれないですが、なぜ高等部に入学する生徒が特に増えているのかを考えた時、高校教育の構造がどのようになっているかを考えなければならないと思います。

主障害が知的障害で境界線域の生徒のデータは、私はないのでわかりませんが減っているのではないかと思います。療育手帳は取っているが広汎性発達障害で割とコミュニケーション能力の高い子どもたちが知的障害の高等学園の中にどれくらいの割合かわからないが入っているのではないかと思います。知的障害の境界線域の子どもたちは公立の高校教育を受けることができないのかと疑問をもっています。

発達障害の子どもの中にも秀才や天才級の子どもたちもたくさんいるわけです。灘校などはいわゆる進学校であるがゆえに抱える性格とか問題行動のある子どもに対してとても前向きに取り組んでいるのです。そのような進学校もあるのです。境界線域の知的障害の子どもたちのため

の高校教育の構造改革はできないのかと思います。

40年位前、光明支援学校の初代校長内海先生に聞いたことがあります。高等学校に特別支援学級があるべきではないか。現在は制度的に許されないのですが、高等学校の中に通級による指導の教室がきちんとできれば、高等学園が必要になるほど狭隘化しなくても済むのではないかと思います。支援学校の狭隘化は施設設備の問題だけではなく、根本的な原因がどこにあるのかを徹底的に考えた上で手立てを講じなければならぬと思います。

2年前に相模原中央支援学校が視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由の4つの障害種の子どもたちのための特別支援学校としてできました。なぜ他県の特別支援学校ではこれが出来るのか。以前も議論になったのですが、視覚障害教育には視覚障害教育の考え方や文化あり、聴覚障害教育には聴覚障害教育の考え方や文化があり、その同窓生たちのアイデンティティの問題や保護者からの色々な反発や、同意を取り付けられないなど様々な問題があると思いますが、特別支援教育が共生社会の構築を目標にするのであれば、特別支援学校の中からバリアフリーというのか、インクルーシブ的な考え方をしていかなないと狭隘化も解消されないのではないかなと思います。

会長

これは課題2の複数の障害種の併置や学科再編等も含めての意見ですね。共生は健全と障害というところだけではなく、色々な障害種がいて当たり前ということを含めた共生だと思いますので、大きな枠組みの中で障害や特別支援教育を考えなければならないと思います。ここは視覚障害こちらは知的障害というある種の縦割りの発想ではもうだめだと思います。

課題2も今できてきましたのでそちらの方についても御意見をいただければと思います。

今委員

村上会長が話されたように、障害種ごとが今までの考え方で、この障害はこうだという形はもう遅れていますし、むしろ生活のモデルでその人への対応を考え、どのような障害を想定し考えるかです。

確かにそれぞれの学校の想いはあるでしょうし伝統もあると思うのですが、前回の審議会で印象的だったのは視覚支援学校の校舎と聴覚支援学校の校舎が違う。視覚障害のある子にはそのような準備をすれば良いのかというと、現実の社会ではそうでないところで生きていかなければならない可能性も出てくる。特別支援学校には色々な障害種があり、それぞれに対してもしかすると最高の対処はできないかもしれないが、ベターな環境整備ということはできると思います。

特別支援学校の運用の問題はあるかもしれませんが、併置化しなければならない状況になっており、むしろ積極的に進めどのような障害があろうと、また障害がなくても人間は共生できるはずだという理念を出していくべきではないのかと思います。

会長 課題2につきまして今日御欠席の聴覚支援学校の菊池委員から事務局に意見が寄せられているそうです。事務局お願いします。

事務局 知的障害の特別支援学校とそれ以外の支援学校の在り方を議論する場に参加できなく大変申し訳ないということでした。意見を簡単に御紹介させていただきます。

併置化にはそれまで学校が培ってきた歴史や心情がどうしてもあるので、そこを踏まえての検討が必要だと思います。

一つの学校の敷地に複数の障害種の支援学校がそれぞれの独自性を保った学校として整備されるのであれば、整備が可能ではないかとの意見でございます。

会長 ありがとうございます。歴史の問題はそれぞれあります。今までの議論はそれを踏まえた上でどのようにして併置とは言わないまでもインクルーシブするかという議論でした。何も否定するものではないと私は理解しましたが。

藤倉委員 前回もお話したのですが、例えば聴覚支援学校と視覚支援学校では、何を頼りに生活や学習をするかというとき、視覚支援は音を、聴覚支援は目を頼りにしているので、安全面の確保という面ではやはり違う生活のパターンになります。この間聴覚支援に行き、安全面の保障という点でいろいろ本校とは異なる工夫があることを感じました。

また、学習面でも聴覚支援は主に視力を用いた指導で学習してきた学校で、視覚支援は主に視力以外の聴覚や触覚を用いた指導で学習してきた学校であり、両校を一緒にしたときにそれぞれの指導の専門性をどのように維持し向上させていくかが十分に議論されなければならないと思います。

会長 それはとても大事なことです。実は宮城教育大学の講座に視覚障害の先生と聴覚障害の先生がいます。このような会議を開くのですが、議題で聴覚障害の先生が説明する時には当然その間に誰か入るのですが、こういう場面ではこのように聴覚障害の方には対応すれば良いとか、こういう場面では視覚障害の先生に情報を伝達すれば良いかと一緒にいることによって本当に大変ですが、逆に研ぎ澄まされます。一緒にいて初めて厳しい部分とサポートするとうまく会議が回るという部分が出てくるとか、講座が回っていくということを改めて感じました。

簡単に併せれば良いのではなく、併せることによって別のものが逆に見えてきます。先程今委員が話されたような生活のモデルからすると、これを補えば一緒に参加して議論や活動ができるということを実際に見て経験しました。

3 議事(3)

伊藤委員 併置化といっても一緒に学習するのではなく、視覚障害部門や聴覚障害部門など、当然分かれた教育課程になると思います。一緒に考えると入り組みますので、部門を分けた上で、専門性や安全面を確保した上で一つの学校でどのようにしたら良いのかという考え方をしなければなりません。安全面と専門性を必ず確保した上で共生というか一緒にするためにはどういう風にしたら良いのかということです。

宮城県では山元支援学校だけですが他県では実際に併置校がいくつも出来ています。現実的に宮城県でも知的障害の学校の中に肢体不自由や聴覚障害の児童生徒がいたりしますが、私は実際に危険を感じたことはありません。心配は心配ですが教育環境に配慮することで克服出来ると思います。ただし、教育課程は大事にしなければならないと思います。

会長 子どもたちには何が有益かという視点に立たなければなりません。ただ数合せて併せれば良いとか、障害種が別だから別々が良いという議論にはもうなりません。どのようにして子どもたちが育ち、大人になったときの社会がどのようになっているかを考えた上で、併置や統合、または別々が良いという議論をきちんと重ねなくてはならないと思います。次の審議会までに今出てきた議論を踏まえて事務局でまとめていただければと思います。

これまで特別支援学校における課題を議論してきました。これからは小・中学校や高等学校における課題について議論したいと思います。

まず、議事3の「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」についてです。この議題について前回と今回の議論を踏まえて、事務局で具体的な方策の取りまとめを含めてお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。資料2の課題1、2と同様、前回までの御意見を踏まえ、想定される方策をお示ししています。「障害のある児童生徒が小・中学校の通常の学級で学ぶための方策」については、今回までの御意見を踏まえ具体的方策をまとめたいと考えています。小・中学校における特別支援教育のさらなる充実のための方策と御意見をいただきたいと考えています。「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進について」の説明は以上です。

会長 それでは課題1の障害のある児童生徒が通常の学級で共に学ぶための方策について事務局から想定される方策を示されましたが、これについて御意見を伺いたと思います。

もうかなり内容に踏み込んできていますが、それぞれの小・中学校での個別的な対応を考えた上での施策やコーディネーター中心にして未就学の幼稚園などの子どもたちを含めた支援があり初めて共に学ぶことが保障できるのだろうということですが。

赤間
委員 先程のセンター的機能と関わりがあると思いますが、他県の例ですが小・中学校への巡回相談の相談員として特別支援学校の先生を委嘱し、その人が教育事務所に所属しそこから派遣されるというシステムがあります。実際に籍を置いている学校にも所属し、週何日間かは教育事務所に所属しそこから巡回に回る仕組みで、小・中学校が手を挙げればいつでも応援をもらえる体制作りは機能すると思います。

会長 ありがとうございます。
他にありませんか。

山田
委員 我が子は小学校に入学した時から小学校6年生まで通常学級にいました。その間に学校側と話し合いをさせていただいて、1年生から3年生まで担任の先生に加え副担任のように一人配置していただきました。我が子だけが障害のある子ではなかったもので、その先生は学校全体に時間ごとにあちこちに行かれ、障害のある子に必要な時間だけ必ず居てフォローしていただきました。

我が子の隣だけにずっと座っているのではなく、クラス全体を見渡し他の子と我が子の対応を見ながらどのような事が必要かを見ながら対応していただきました。おかげで最初は全く交わりが無かったのですが、学校へ行く時も帰る時も迎えに来てくれ、我が子は周りの子どもたちと仲良くさせていただきました。

中学校から支援学級に移りましたが、支援学級にその子たちが遊びに来てくれました。できれば小学校の早い段階で、その子の障害に合わせた先生がもう一人クラスにいると担任の先生も楽だと思います。

伊藤
委員 利府支援学校では校内にコーディネーターがおり地域の小・中学校の他、高等学校や幼稚園との窓口になり相談に行ったり研修会を進めたりします。先程、赤間委員のお話にありましたが、教育事務所などに地域のコーディネーターのような人がいれば良いなというお話でしたが、例えば、市町村や教育事務所にそういう地域の小・中学校に対応しながら支援学校とも常に対応できる立場の人が居ると良いと思います。

支援学校には主幹教諭が配置され、現在、利府支援学校には3人いますが、主幹教諭が増えればその分教諭の人数が減るもので、教諭も一緒に加配されると良いと思います。主幹教諭の数のような形で多くの小・中学校や支援学校と窓口となれるような立場の者が市町村や教育事務所の中にいると良いと思います。せっかく支援学校を経験した先生が小学校に行き、普通の担任になるのはもったいないと思います。

氏家
委員 マンパワーの活用ですが、1週間程前に東北地区の定時制・通信制高校の校長先生方の勉強会に招かれ意見交換をさせていただいた時、スクールソーシャルワーカーといわれる人を市町村や教育事務所などに配置し、各学校でも個々の先生方の知識や経験で校内のやりくりはできます

が、その地区全体や学校を越えた繋がりをお願いしなければならないという、周辺部分の外堀を埋めていかなければならない場合、スクールソーシャルワーカーという方が宮城県でも配置されると良いと思います。

定時制の高校ですので貧困の問題や家庭内の問題が絡んでいたのですが、やはり障害である場合も先生方とも協調しますがアプローチが全く異なった面での関わりというか、1対1ではなくその生徒の暮らす社会環境そのものへのアプローチをすることが教育事務所単位でできていて助かっているという話が、先週福島県の方で定時制高校の校長先生で、週3回来ていたという校長先生のお話もありました。

このようなものもあるという発想から現実的にやれる施策を実施し、可能性があるものは追求しても良いと思いますので、校内の教育活動をより活性化するスクールソーシャルワーカーという文言を盛り込んでも良いと思います。

会長 コーディネーターは学校の中ですが、本来は外に繋がる役割もあります。コーディネーターは学校の先生ですので、どうしても手薄になってしまいます。外は外の地域資源がありますから、そのつなぎ方となると学校の範疇を越えざるを得ない部分があります。単に教育委員会レベルとか教育事務所レベル以外のところで地域との関係ということを考えなければなりません。

亀井委員 子どもたちが通常の学級で共に学ぶ方策は、方向性としてはとても良いと思います。ただし、小・中学校における現実的な問題として先生方が悩んでいるのは、学力をあげなさいなどという現状の中でどのような形で受け入れるかがとても難しいと思います。

現在は一般の教室の中に多動児がとても多いのです。昨日も教育長会議に行ったのですが、そのような子どもたちに対し、市としても支援員を精一杯だしていますが、県である程度人数的な配置をしていただかないととても大変です。必要だし認識はしていますが、どこの市町村も同じですが、ただやれやれと言われてもなかなか難しい問題が現実的にはあります。そういう中で市教委が特別支援教育に対しどのような指針を持っているかが問われているのではないかと思います。

当市では特別支援連絡協議会で連絡を取りながら色々な情報交換をしています。その他に個別の指導計画など様々な方策をしていますが、実際に活動するとなると現実的には難しく、特別支援のことは支援学校に相談してくださいとか、研修センターに相談して下さい、お医者さんに行って相談してくださいと振ってしまうことが非常に多いと反省しています。

当市では来年度から教育研修センターを市独自で設置します。先程、氏家委員が話されたスクールソーシャルワーカーの役割がとても大きいのではないかと考えており、県から当市に配当してもらえなければ市独自で頼まなければならないと思っています。保護者や先生方が悩みを解決する場や保護者が気楽に話し合える場など、共に共通理解を図る場が構築されないと難しいと思います。先生方も一生懸命やっていますが、

手が回らないことも現実であり、全ての場面で一緒に入る方策もあり、時間で一緒に入る方策もあり、状況を考えながらやっていかなければなりません。目的をどうするのかを学校でしっかり押さえていないと難しいと思います。

太田
委員

私は学校の中のことはよくわかりませんが、私ども受け入れた企業では働いている子どもたちのことで色々と問題が起きます。その時に支援学校の先生や生活支援センターに相談するようにしています。

例えば自閉の強い子がいて、その子の元担任だったという先生を探し御相談したことがありました。その先生は長期の夏休みや冬休みであればいつでも相談に乗りますと行ってくださりとても助かりました。その先生に教えていただいたり、悩みを相談しているのですが、本当に先生は忙しいのでとても気の毒だなという想いと、遠慮とかもあるので、専門に相談などをできるソーシャルワーカーという立場の方がいるとすれば、企業とか学校内だけではなく、自立した後の相談は、本人やご父兄だけでなく企業にもプラスになると思います。

会長

ありがとうございます。特別支援教育の大枠は連携だったはずですが。小さい頃から青年そして大人になっていく。その中の連携を学校はある期間担う。年齢的に縦の連携ですが、特別支援教育というとマンパワーがない学校におんぶにだっこのようになります。学校の期間にはスクールソーシャルワーカー、自立したらソーシャルワーカーといわれる人たちが中心となり連携していくシステムを社会として作らなければなりません。学校の問題を議論するとき外の資源をよく知っていて、それを学校と結びつける能力を持っているスクールソーシャルワーカーの動きがないと、子どもたちにとって不利益になるという図式になっているという印象があります。

今委員

亀井委員が話されたように、通常の学校の先生も大変だと思うのと同時に、将来一緒に生活する子どもたちは多様性の中で改めて教育される場でもあると思いました。将来的にソーシャルワーカーの担い手となる子どもたちを教育している教室ですから、一緒に学ぶ場は学力だけが優先されるべきではなく、そういった意味でこれから共生していく社会を担う子どもたちをどのように教育していくのかという障害をもたないとされている子どもたちの教育も重要だということを明らかにし方策に文言を入れた方が良いと思います。

会長

今一緒にいる子どもたちは将来彼らをサポートしたり、彼らと生活していく人たちだということは事実です。小・中学校の中における特別支援教育における校内整備と深く関わっている問題だと思います。

課題2についての御意見をお伺いしたいと思います。

これにつきまして、事務局に登米中学校の小野寺委員から御意見が寄

3 議事(4)

	<p>せられているそうです。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>登米中学校の小野寺委員から御意見をいただいております。やはり中学校には、発達障害などの子どもたちに対して色々支援をする際、その保護者と発達障害のない子どもの保護者全体に対する意識の啓発を図っていく必要があると感じているということです。</p> <p>発達障害については色々な場面で議論いただいているところですが、来年の第6回目の審議会で詳しく取り上げたいと思っていますのでよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>だいぶ小・中学校の特別支援教育の校内体制整備のお話が出てきましたが、他に御意見はありますか。</p> <p>これで議事3についてはまとめたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>それでは次に議事4です。「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議事の4「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進について」です。これまでより少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>まず1ページの下段、高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の割合について平成21年度の文部科学省推計値で各科別、表のとおり全体では2.2%と報告されています。また特別支援学級を卒業し高等学校へ進学している生徒の割合は全国で平成22度23.3%、平成23年度26.3%、そして平成24年度が27.1%で、当県でも10%を超えている状況です。</p> <p>一方2ページ一番上の表を御覧いただきますと、70%を超える高等学校において特別な支援を必要とする生徒は在籍していないとの回答になっています。説明を終わりたいと思います。</p>
会長	<p>発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒が小・中学校では6%以上あり高等学校では2%です。狭隘化するほど特別支援学校の子どもたちが在籍しているのにこの割合かという印象を皆様も持たれていると思いますが、それらを踏まえて議論したいと思います。</p> <p>支援学級から高校への進学者は3割近くになっているので特別支援教育の方向性は間違いないのだろうと思います。</p>
齋藤委員	<p>特別支援学級からこれほど高校に来ているのかといわれると、かなり割合が多いという実感があります。一方で個別の支援計画や指導計画が作成されていない割合は、実態としてどの学校にも発達障害の部分でいえば何らかの支援を要する生徒は潜在しているのではないかなと思います。その点に関し中学校から高等学校への情報がきちんと引き継ぎされ</p>

ていないことを非常に強く感じています。明らかに高校に入って初めてこのように様々な事象が生じているのではなく、その前段階で様々なあったであろうと思われるのですが、そういう情報が実態として引き継ぎづらいのが現実の中学校・高等学校間です。入試制度もあり、小・中学校と違い入ってくる生徒が多様な地域や多様な中学校から入ってくるのもありますが、中学校から高等学校へどのように適切に必要な情報を繋ぐかという仕組みが入ってくる生徒を適切に指導するためには必要だと第一に考えている課題です。

会長 繋がる仕組みは大切ですね。先週幼稚園の研究会に出てきました。分科会での課題は発達障害でした。

幼稚園の先生は幼稚園に入る前はどのようにしていたのだろう、幼稚園からは小学校に入る時はどうしたら良いだろうと思ひ、小学校に行けば小学校の先生が幼稚園や保育所ではどのようにしていたのか教えて欲しいと思う。

それぞれが一生懸命繋がろうとしていますが難しいのです。それらも含めましてお願いします。

鈴木委員 昨年、特別支援教育センターにいたので齋藤委員からお話があった中学校との連携を含めてですが、その時の事例を話したいと思います。

相談があり学校に伺い本人の状態を見ました。本人や保護者、校内体制も相談されるのですが、その生徒は非常に学力が高いのですが教科学習時にパニックを起こしてしまうことがある生徒でした。

特別支援教育センターで来所相談の際、コーディネーターの先生と情報交換していく中で、学校での日常傾向や学習状況、学習支援体制が中学校の段階ではどうだったのかという情報も得ながら、現在の高等学校の学年で担当者会を開きました。養護教諭は本人がパニックになった時は保健室に来て良いと本人をサポートし、学級担任の先生やホームルーム担任の先生は保護者への対応、学年主任の先生は教科担当の先生方への対応をする。校長先生がとても特別支援教育への気持ちが強く、生徒を何とか支援したいという校内体制ができたので研修会をしようとなり特別支援教育センターから指導主事を派遣し研修を行いました。その後、教科指導の中でどのような配慮をするとこの生徒は学校生活が送れるのかを1年間様子をみさせていただきました。そして出てきたのがサポート教育的な個別の指導計画というよりも、本人をサポートできているものを書き加えていくものでした。この教科ではこのような視点で教えてくださいとか、これは視覚的な支援のルールですよ、これは聴覚と視覚どちらかでも入った方が良いでしょうよとか、また板書が苦手なので、板書事項は前もって本人に渡しておくのもとても良い方法でした。このようなことを他の学校でもできればとセンターで話し合いをしていました。

本人に合ったサポートという関わり方、校内体制というと大々的になりますが、教科担任が集まりこのようなことをしてみたいのだが、どのような支援だと有効かなどの情報交換が教科担任の中から学年でも話題

になり、それがだんだん校内に広まったとても良い取り組みをしている学校の事例でした。

また、特別支援教育センターには高等学校の相談がありますし、例えば発達障害について研修を依頼されることもあります。2年間位同じ高校に行く時は1回目の講義をした後使えるものを実践してくださいとお願いし、翌年に伺った時にどうでしたかと確認することもありました。

山元支援学校も亘理高校と年に何回か交流しています。これまで先生方を対象とした講義の実施とコーディネーターとの情報交換をしています。センター的機能にも含まれますが、このような形でモデル校のようなものを構築できればと考えています。

青木
委員

文部科学省の27.1%という資料をみて驚いたのですが、多分私立学校やサポート校も含めた数字ではないかと思うので、その辺を調べていただければと思います。大学へ進学する生徒も多いと思うのですが、多くは卒業して社会自立や職業自立をさせなければならない生徒だと思います。

高等学校の場合は通級による指導や特別支援学級が認められていないのは、自立活動などの特別な教育過程を組むことができないことがあります。大学に行くにしても職業自立にしてもコミュニケーション能力を高めることが大事ですので、学校設定科目の中にソーシャルスキルトレーニングを取り入れた指導を教科編制できないのかと思います。

今後調べて欲しいのは発達障害の生徒たちの就職率や定着の状況がどうなのかです。おそらく芳しくないと思うのですが、発達障害の特性に合わせたキャリア教育をコース制や学科制にも関わってくるかもしれませんが、高等学校の中でどのように位置付けるかです。

そして、高等学校から特別支援学校に先生たちが人事交流でくるのですが、そのような先生方は特別支援学校の中で特別支援教育のキャリアをしっかりと積んで欲しいし研修をして欲しいです。いずれ高等学校に戻しコーディネーター等になり中心的な役割を果たすような循環ができると良いと思います。

高等学校を卒業した後は自分で頑張るのではなく、高等学校が子どもたちの就職支援のための手立てを社会に対して求めていくと良いと思います。発達障害の子どもたちだけを集めるのが良いのか分かりませんが、企業の特例子会社で企業内の授産施設のような形かもしれませんが、街でフリーター等になった子どもたちを雇いたいというのであれば就労の機会を保障していくような部局横断的な施策を高等学校から訴えていくことも必要ではないかと思います。

会長

保護者に中学校の時までは特別支援学級や通常の学級にいて、高等学校からは支援学校の高等部や高等学園という時に何を基準にしているか何うと、青木委員が話されたような就職的な部分やその後の定着も含めた様々な社会に出て行くサポートが充実しているという現実ですと聞きます。保護者は高等学校に入るのではなくその先をみています。

4 閉会

小室委員 中学校から高等学校への繋がらないというお話がありましたが、白石市の教育委員会では乳幼児期から小・中学校、高等学校まで一貫して情報を繋げようと「すこやかファイル」があります。

乳幼児検診で発達の障害とか気になるお子さんがいたら、保護者の同意を得て必要と思われた方に渡し、保育園や幼稚園で気がついたらそこで渡すこともできる。「すこやかファイル」は気がついた段階で渡し、もし過去の事を知りたかったらそこに戻って見ることもでき、小学校で気がついたら小学校で渡しても良く、中学校で気がついたら中学校で渡しても良いのです。

保護者の同意を得た上で子どもたちの情報を地域と学校で繋いでいくことが広がれば良いと思いました。

会長 ありがとうございます。個別の支援計画そのものを形にしたものになりますね。もっと議論したいのですが、時間になりましたので事務局にマイクを返したいと思います。

事務局 たくさんの御意見ありがとうございました。時間がなくて本当に申し訳ありません。今後さらに皆様方と議論を重ねていきたいと考えています。円滑な進行につきまして御協力ありがとうございました。

次回の審議会ですが12月中旬を予定しています。今回に引き続きまして「特別支援学校における教育の充実」と「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」について御議論いただきたいと思います。さらに「市町村における特別支援教育の充実」についても御意見をいただきたいと考えています。詳細な日程につきましては会長と相談の上、事務局で改めて日程調整をさせていただきます。

最後に副会長から閉会の御言葉をいただきたいと思います。

副会長 本日は様々な立場から御意見をいただきありがとうございます。このままお話できると良いと思っておりますが、今日の議論で思ったことを少しだけお話させてください。

交流についてお話にでましたが、日常的な自然な形の交流をするためにどのようにすれば良いのかという視点で話を進めることがとても大事で、そのためには県、市町村、学校間でうまく連携できるように色々と行動しなければならないと思いました。

それからセンター的機能では齋藤委員からお話がありましたが、何もしないと何も進まないのでもまずやってみて、お互いにきっかけ作りをしながら進めることが大事だと思いました。小・中学校もそうして始まりましたので、高等学校はまだ少ないですが一回やってしまうと相談が増えることを私も経験しているので、もっと広がれば良いと思います。

それから特別支援学校の施設関係ですが、やはりハード・ソフト両面での教育環境の整備は喫緊の課題ですので、支援学校の新設を含めての検討や安全面や専門性を大事にした併置化を是非進めて頂きたいと思

ます。

高等学校については議論が十分進められなく、関係機関との連携の話もあると思いますので、次回以降それも含めて議論できれば良いと思います。

皆さん本当にお疲れ様でした。

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして第3回の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。